

年金の
一括受給

Q

繰り下げ中に病気になったら、
今までの年金をまとめて受け取れますか？

A¹³

一括で受け取れますが、税金が
高くなってしまう場合があります

権利発生
から5年以前は時効で消滅します

繰り下げをやめるには
2つの方法がある

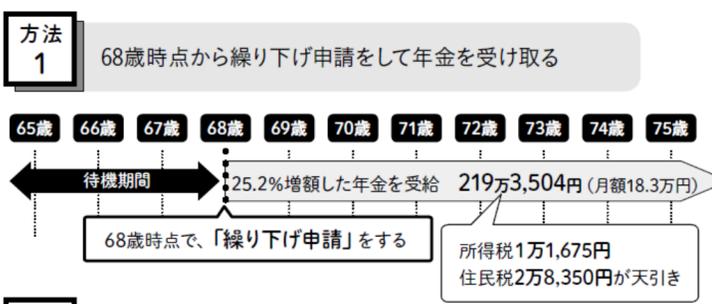
年金の受給は、65歳を過ぎれば、いつでも開始することができます。そのため、繰り下げをするつもりで年金の請求をしていなくても、好きなタイミングで繰り下げを取りやめて、受給開始ができます。

歳まで繰り下げようと思っていながらも68歳から受給したとしても、申請時点での繰り下げ率で一生受給できます。次図の方法①の例では、68歳時点で繰り下げすることになるため、増額した年金219万3504円を一生受給していくことになります。

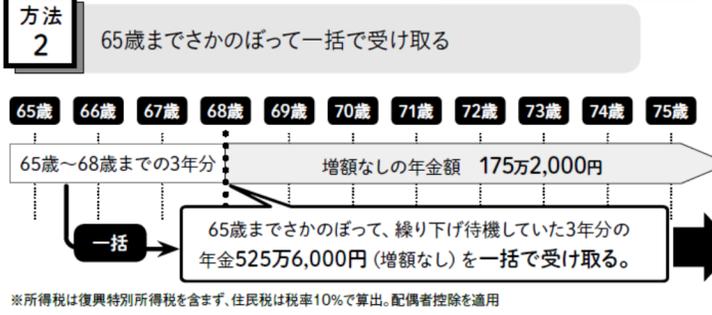
の65歳までさかのぼり、その期間の年金を一括受給する方法です。一括で受け取る場合は、本来受給額となるため、繰り下げによる増額はありません。次図の方法②の例では、65歳までさかのぼって、待機期間3年分の本来受給額の合計525万6000円を一括で受け取ることになります。

つ目は、年金の時効問題。年金は受給資格が発生してから5年経過すると、それ以前の年金は時効で消滅するルールです。たとえば、72歳の時点で、繰り下げ受給せずに一括請求すると65～67歳の2年間の受給分については、時効により受け取れなくなります。

繰り下げ待機中の68歳の夫が、突然病気になり繰り下げをやめたくになったら？



繰り下げを取りやめるには、やめる時点から繰り下げ請求して増額した年金を一生受け取るか、取りやめた時点から、65歳までさかのぼり、その期間分の本来受給額の年金を一括で受給するか、2つの方法があります。



2つ目の方法は、繰り下げ待機を選択せずに、繰り下げ待機をやめた時点から本来受給開始

税金を1年ずつ「源泉徴収」
されてから、年金を受け取る
ことになります。

5年の時効に
注意

年金の時効問題に
注意が必要です。

税金については、1年ごとに「源泉徴収」された
うえで、年金が振りこま
れます。

check! 2023年4月から5年時効のルールが一部改正に!

年金の一括受給を選択すると、5年より前の年金が時効により消滅します。2023年4月から「70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰り下げ制度」の新設で、この消滅分が救済されます。たとえば下図のように、72歳時点で一括受給すると、現行では、2年間の年金が消滅。そして、増額なしの5年分を一括で受け取り、以降の年金も増額はありませんが、5年前の67歳時点で繰り下げ請求があったとみなされ、16.8%増額した年金を一括で受け取り、以降も増額した年金を受給できます。つまり、増額した分で消滅してしまう分を補てんできることになります。

出典:「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要」厚生労働省

エスカルゴムック346「あなたの年金 トクするもらい方2023」のP52-53に掲載されました「年金一括受給」の場合の税金は、一般的に、1年ずつあらかじめ「源泉徴収」されて、年金が振りこまれます。